

令和7年度 徳島県精神保健福祉審議会

資料5

令和8年3月26日

その他

その他 | 精神科病院における虐待通報の義務化について

■医療機関における虐待防止の措置の義務化

- ・病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要があり、指定医はそれに協力しなければならない。

■虐待を発見した者から都道府県への通報の義務化

- ・病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- ・業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- ・通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- ・都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。
また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- ・都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

その他 | 精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について

非公表

(1) 15件

(2) 15件

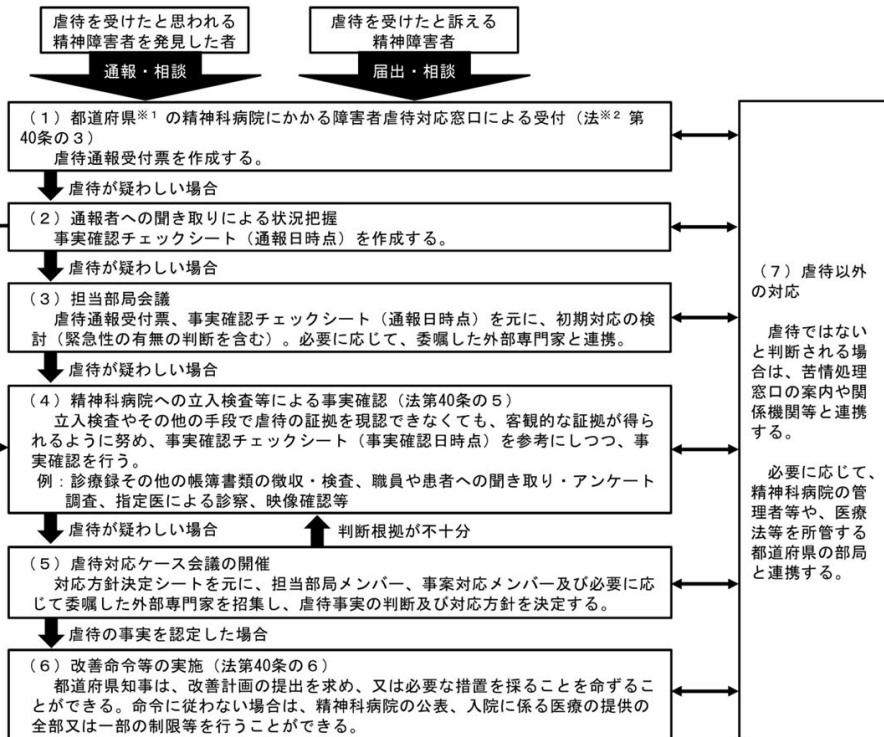
(3) 9件

(4) 9件

(5) 2件

(6) 1件

虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等



【その他取り組む事項】
都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する(法第40条の7)。
国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う(法第40条の8)。

*1 都道府県 : 指定都市を含む
*2 法 : 精神保健福祉法

その他 | 令和6年度 徳島県の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

精神保健福祉法第40条の7及び精神保健福祉法施行規則第22条の2の2の規定により、次のとおり公表しております。

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」(法第40条の7)			徳島県	全国
(1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数			10 件	1,514 件
(2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数			5 件	4,744 件
(3) 虐待の事実を認定した件数			1 件	260 件
(4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数	①	男性	1 人	192 人
	②	女性	0 人	209 人
	③	不明、その他	0 人	12 人
		小計	1 人	413 人
(5) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数(重複可)	①	身体的虐待	1 件	158 件
	②	心理的虐待	0 件	131 件
	③	性的虐待	0 件	23 件
	④	放棄、放置(ネグレクト)	0 件	23 件
	⑤	経済的虐待	0 件	4 件

その他 | 令和6年度 徳島県の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」(法第40条の7)		徳島県	全国
(1)	業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	1 件	258 件
(2)	診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	1 件	170 件
(3)	職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	1 件	172 件
(4)	職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	1 件	220 件
(5)	指定医により、入院患者の診察を行った件数	0 件	16 件
(6)	改善計画の提出を求めた件数	1 件	189 件
(7)	提出された改善計画の変更を命じた件数	0 件	4 件
(8)	① 必要な措置を採ることを命じた件数	0 件	8 件
	② ①に関する具体的な内容		
(9)	(8) の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	0 件	0 件
(10)	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0 件	0 件

その他 | 徳島県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について

失語症者の自立と社会参加を促進するため、令和7年度より本事業を開始。失語症サロンへの派遣(1件)でご活用いただいた。

事業目的と概要

■ 失語症とは

脳梗塞や脳外傷により言語中枢が損傷され「話す・聞く・読む・書く」が困難となる障害。考える機能は保たれているが、周囲との意思疎通に支障をきたす。

■ 事業の目的

専門的なコミュニケーション技術を習得した「意思疎通支援者」を派遣し、失語症者とその他の者との円滑な意思疎通を図ることで、失語症者の自立と社会参加を促進する。

■ 派遣対象となる主な場面

- ✓ 失語症友の会やサロン等の会議・交流会での発言支援
- ✓ 医療機関(病院・薬局)での医師・薬剤師との対話支援
- ✓ 公的機関の窓口や買い物での対話支援

■ 費用負担

利用者の費用負担は原則無料

(交通費や施設利用料等は自己負担)

令和7年度実施状況

■ 派遣実績:計1件

利用者	A氏(70代男性・県西部在住)
障害の状況	ブローカ失語/車椅子使用/ADL(一部介助) 短文なら理解可/筆談・要約してほしい
派遣日時	令和8年3月8日(日)13:30~15:30
派遣先	徳島県立障がい者交流プラザ (2階会議室)
派遣内容	徳島県失語症友の会例会(失語症サロン) におけるコミュニケーション支援
支援者	登録意思疎通支援者(登録番号701)

■ 派遣の効果

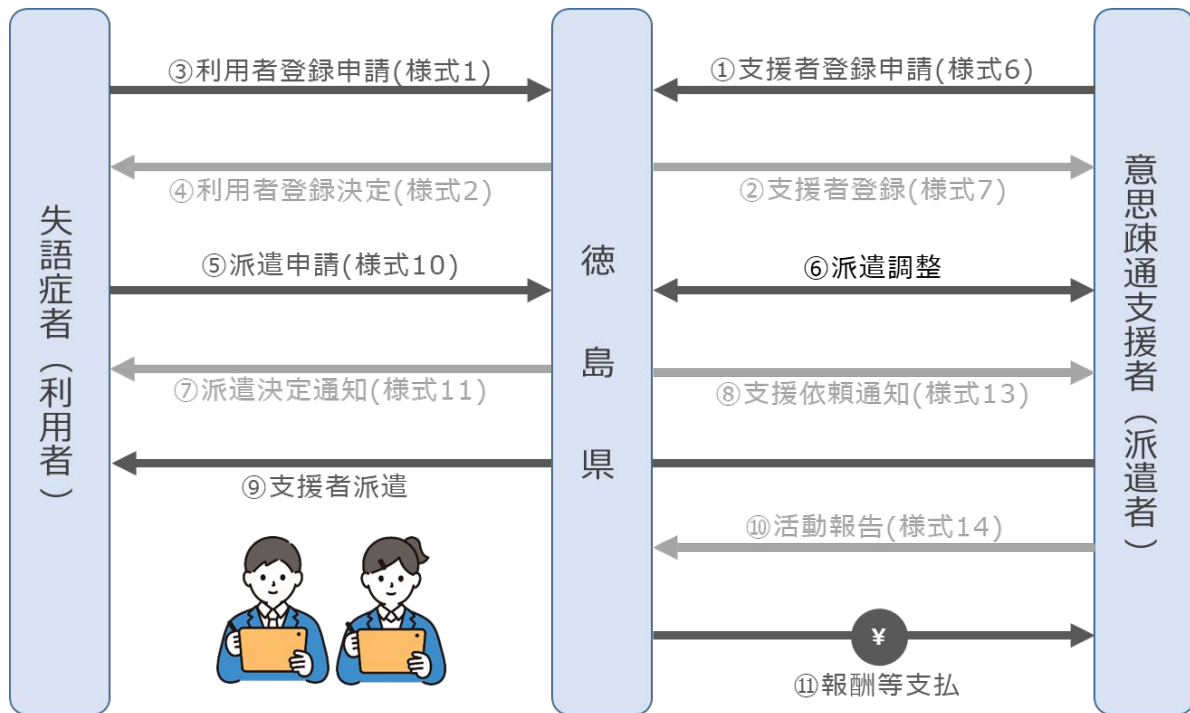
本派遣により、単独ではコミュニケーションに不安を抱える失語症者が、支援者の補助を得て当会への円滑な参加が可能となった。

登録状況(R8.2末時点)

派遣利用者登録数:3名

支援者登録者数:7名

その他 | 徳島県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について(派遣事業の流れ)



※本事業の利用者登録をした方に対して、ニーズ把握及び意思疎通支援者の適任者の選定のため、本事業の一部を委託する団体(徳島県言語聴覚士会)による事前面談を実施している。

その他 | 高次脳機能障害者支援法について(令和8年4月1日から施行)

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階(医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援)で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

その他 | 高次脳機能障害者支援法について(令和8年4月1日から施行)

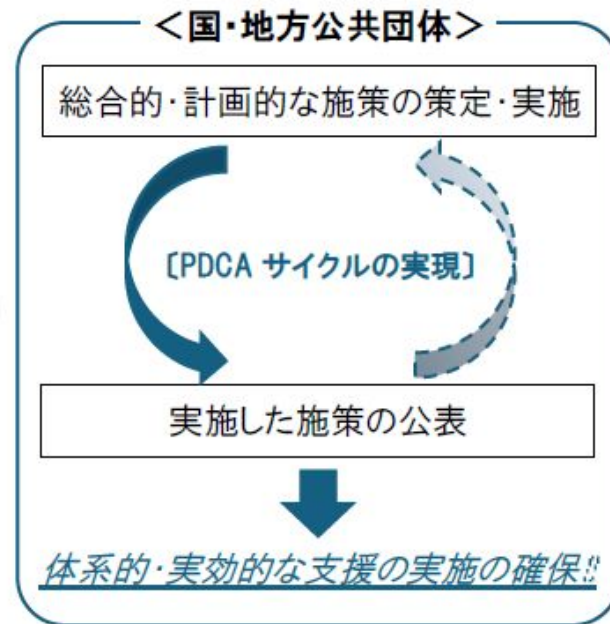
具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護(差別、いじめ、虐待等の防止)
- ・ 司法手続における配慮(意思疎通手段確保への配慮)
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

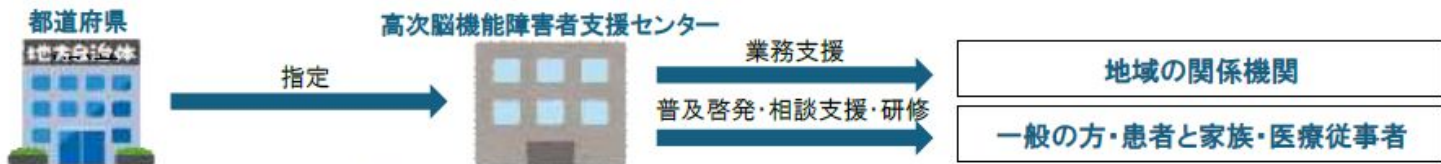


その他 | 高次脳機能障害者支援法について(令和8年4月1日から施行)

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療(リハビリを含む)・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。

